

相談支援・障害者地域生活支援拠点・介護人材確保  
について  
【全サービス事業所】

神戸市福祉局障害者支援課



# 1. 神戸市の相談支援体制

- 神戸市障害者基幹相談支援センター（1か所）

市内の相談支援事業所への研修  
市自立支援協議会との連携 等

- 障害者相談支援センター（19か所）

障害者や家族への相談支援  
各区自立支援協議会の運営 等

- 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

基本相談支援  
計画相談支援等

## 2. 自立支援協議会

- 障害者総合支援法第89条の3に規定された、地方公共団体が設置する協議会。
- 神戸市では、各区（9区）に自立支援協議会を設置し、各区の障害者相談支援センターが区自立支援協議会を運営している。地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議を行っている。

### 【参考】 障害者総合支援法第89条の3（抜粋）

地方公共団体は、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

### 3. 地域生活支援拠点等の整備

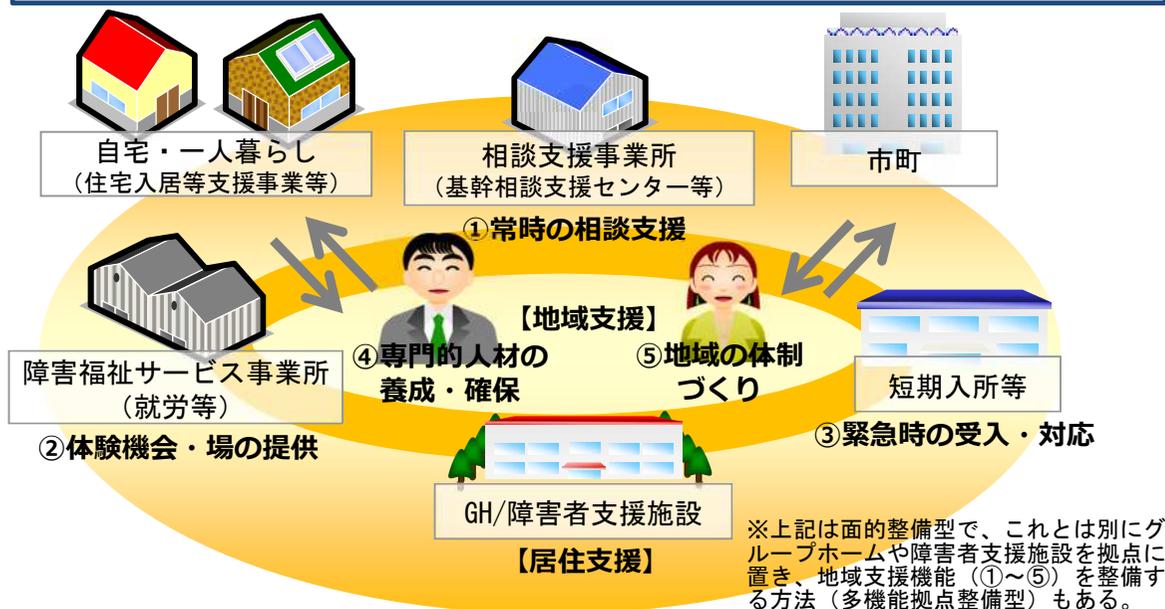
障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備

**(1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用**

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

**(2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備**

⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。



<第6期障害福祉実施計画(R3～R5年度)：各市町又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1か所の整備が基本>

整備済 (令和元年度末時点)	17市5町	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、川西市、三田市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、猪名川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町
R5年度末までに整備予定	12市7町	上記以外の市町

#### 地域生活支援拠点に最低限必要な機能

**②地域支援機能**

- (a) 相談支援  
地域移行・定着支援による常時連絡体制等
- (b) 体験機会・場の提供  
障害福祉サービスやGHの体験利用等
- (c) 緊急時の受入・対応  
短期入所等での受入や医療機関への連絡等
- (d) 専門的人材の確保・養成  
医療的ケアや高齢障害者等への対応等
- (e) 地域の体制づくり  
ニーズに即したサービス提供や体制整備等

#### 整備に係る財政的支援 (H30・R3年度報酬改定)

**(令和3年度改定)**

- 訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に評価。
- 短期入所事業所について、短期入所を行った場合に評価(緊急時の受入れに限らない)。

**(平成30年度改定)**

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上。
- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。

## 4. 神戸市障害者見守り支援事業

見守り支援事業とは、障害者の方々が、お住いの地域で安心して生活できるよう、また、地域で孤立しないように、「支援のネットワークづくり」をする事業です。

＜障害者見守り支援員はこのようなことをしています＞

- ・障害のある方、また、そのご家族や、地域の方からの相談を受けます  
(必要に応じて、ご自宅へ伺い、お話をお聞きすることがあります)
- ・障害福祉サービスやその他のさまざまなサービスへつなぐお手伝いをします
- ・障害福祉サービス事業者や地域の関係機関とのネットワークを作ります

## 5. 介護人材確保策について

### 1. 新規採用介護職員に関する住宅手当補助

介護人材確保を支援するため、新たに介護職員を採用した法人に対し、住宅手当支給額等の一部を補助。補助上限額：対象職員1人当たり14,000円月（最長3年・補助率1/2）

### 2. コウベdeカイゴの情報発信（令和4年度より）

介護職の魅力向上及び介護人材確保のため、神戸市の福祉応援プロジェクト「コウベ de カイゴ」や介護職員を対象とした補助金等の情報をわかりやすくまとめたホームページを作成し、SNS等も活用しつつ、国内外に向けて情報発信を行う。

### 3. 初任者研修補助（令和4年度より）

介護職員初任者研修を修了し、神戸市内の福祉サービス事業所にて介護職員として3ヶ月就労継続した場合、研修受講費の一部を補助。補助上限額：対象職員1人当たり50,000円（補助率1/2）

⇒いずれについても受付時期等の詳細が決まりましたら、再度お知らせいたします。

## 6. 「神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助事業」の見直し

▶ 令和4年度より以下の通り要件を緩和する。

①雇用・配置する相談支援専門員を「常勤・専従」に限っていたが、この要件を撤廃する。（※ただし、勤務時間数によって補助額の上限は変わる）

②対象事業所に障害者相談支援センター併設事業所を追加（※ただし委託業務との兼務職員については対象外）

▶ 見直し時期 令和4年4月1日

	現行（～令和3年度）	新（令和4年度～）
雇用・配置要件	常勤・専従の相談支援専門員を雇用・配置	<u>雇用形態を問わず</u> 相談支援専門員を雇用・配置 ※補助対象の相談支援専門員について、相談支援事業所での勤務時間が週20時間未満の場合は、補助額の上限が半額になる
対象事業所	神戸市内の相談支援事業所 （市立・障害者相談支援センター併設事業所を除く）	神戸市内の相談支援事業所 （市立を除く） ※ <u>障害者相談支援センター併設事業所も対象</u>

# 7. 請求手続きについて

- 請求手続きに関して、神戸市ホームページに掲載していますので、ご参考にしてください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/index.html>

## 【掲載内容】

- ①介護給付費等に関する請求について
- ②障害児通所・入所給付費、障害児相談支援給付費に関する請求について
- ③地域生活支援事業に関する請求について
- ④過誤処理について
- ⑤利用者負担上限額管理事務について
- ⑥神戸市(障害者支援課)へ提出または各事業所で保管する様式(※)

※計画相談支援・障害児相談支援の、令和3年度報酬改定にかかる加算の様式です。ご活用ください。(令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.2(10ページ)の内容を記載し、保管しておけば独自の様式でも構いません)

ご清聴ありがとうございました